

福岡医発第629号(地)

平成20年 6月 7日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び
検疫法の一部を改正する法律等の施行について(施行通知)

標記の件につきまして、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたのでご連絡いたします。

今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律が5月12日に施行され、それに伴い、関係政令の整備に関する政令、厚生労働省関係省の整備に関する省令も同日施行されております。

本改正の趣旨は、新型インフルエンザの発生及びそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えることが懸念される状況にかんがみ、鳥インフルエンザ(H5N1)を二類感染症に追加するとともに、当該感染症を入院、検疫等の措置の対象となる感染症とするほか、新型インフルエンザにかかっている疑いのある者について感染防止のための施策を講ずる等所要の規定を早期に整備することとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 毛利康茂
会長 丸山 泉

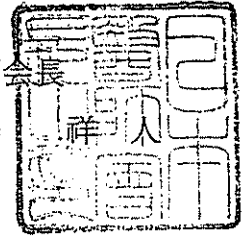
日医発第 218 号（地Ⅲ60）

平成 20 年 5 月 27 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会 会長

唐 澤



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び
検疫法の一部を改正する法律等の施行について（施行通知）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律が 5 月 2 日に公布、5 月 12 日に施行されました。また、本改正法の施行等のため、関係政令の整備に関する政令、厚生労働省関係省令の整備に関する省令が同じく 5 月 2 日に公布、5 月 12 日に施行されました。これらの改正につきまして、厚生労働省健康局長より各都道府県知事等へ通知がなされ、本会に対しましても、周知、協力方依頼がありました。

今般の改正においては、鳥インフルエンザ（H5N1）を二類感染症に追加するとともに、感染症の類型に「新型インフルエンザ等感染症」を追加し、新型インフルエンザ等感染症が発生した場合にそのまん延の防止が迅速に図られるよう、当該感染症を入院、検疫等の措置の対象となる感染症とするほか、新型インフルエンザにかかっている疑いのある者について感染防止のための施策を講ずる等とされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対し、周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

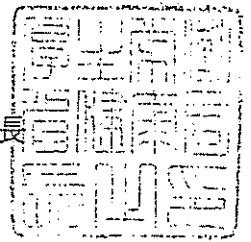


健発第0512004号

平成20年5月12日

社団法人 日本医師会長 殿

厚生労働省健康局長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法
の一部を改正する法律等の施行について(施行通知)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号）等の施行にあたり、別添(写)のとおり、都道府県知事・政令市市長・特別区区長あて通知したところである。

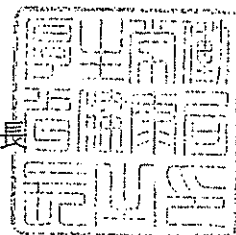
ついては、内容を充分御了知いただくとともに、貴会会員への周知等、特段の御協力をお願いいたします。



健発第0512004号
平成20年 5月12日

各 { 都道府県知事
政令市市長
特別区区長 } 殿

厚生労働省健康局長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法
の一部を改正する法律等の施行について（施行通知）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号。以下「改正法」という。）が本年5月2日に公布され、本日施行されたところである。

また、改正法の施行等のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成20年政令第175号。以下「整備政令」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成20年厚生労働省令第106号。以下「整備省令」という。）が同じく本年5月2日に公布され、本日施行されたところである。

これらの改正の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、内容を十分御了知の上、関係機関等への周知を図るとともに、その実施に遺憾なきを期されたい。

なお、本通知においては、改正法による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及び検疫法（昭和26年法律第201号）をそれぞれ「法」及び「検疫法」と、整備政令による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）及び検疫法施行令（昭和26年政令第377号）をそれぞれ「令」及び「検疫施行令」と、整備等省令による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）及び検疫法施行規則（昭和26年厚生省令第53号）をそれぞれ「規則」及び「検疫規則」と略称する。

記

第一 改正の趣旨

新型インフルエンザの発生及びそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えることが懸念される状況にかんがみ、鳥インフルエンザ（H5N1）を二類感染症に追加するとともに、新型インフルエンザ等感染症が発生した場合にそのまん延の防止が迅速に図られるよう、当該感染症を入院、検疫等の措置の対象となる感染症とするほか、新型インフルエンザにかかっている疑いのある者について感染防止のための施策を講ずる等所要の規定を早期に整備すること。

第二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正

1 定義

(1) 感染症の類型

イ 感染症の類型に、「新型インフルエンザ等感染症」を追加すること。（法第6条第1項関係）

ロ 二類感染症に鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。本通知において「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。）を追加すること。（法第6条第3項第5号関係）

ハ 四類感染症である鳥インフルエンザから鳥インフルエンザ（H5N1）を除くとともに、五類感染症であるインフルエンザから鳥インフルエンザのほか、新型インフルエンザ等感染症を除くこと。（法第6条第5項第7号及び第6項第1号関係）

ニ 「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染症をいうこと。（法第6条第7項関係）

① 新型インフルエンザ（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

② 再興型インフルエンザ（かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延に

より国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

ホ 指定感染症の対象となる疾病から新型インフルエンザ等感染症を除外すること。(法第6条第8項関係)

ヘ 特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の入院対象に新型インフルエンザ等感染症の患者を追加すること。(法第6条第13項から第15項まで関係)

ト 四種病原体等に新型インフルエンザ等感染症の病原体を追加すること。(法第6条第23項関係)

(2) 指定感染症に対するこの法律の準用

指定感染症に準用することができる規定に新型インフルエンザ等感染症に関する規定を追加すること。(第7条関係)

(3) 疑似症患者及び無症状病原体保有者に対するこの法律の適用

イ 疑似症患者を患者とみなす二類感染症として、鳥インフルエンザ(H5N1)を定めること。(令第4条関係)

ロ 新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であつて新型インフルエンザ等感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由がある者については、新型インフルエンザ等感染症の患者とみなして、法の規定を適用すること。(法第8条第2項関係)

ハ 新型インフルエンザ等感染症の無症状病原体保有者については、新型インフルエンザ等感染症の患者とみなして、法の規定を適用すること。(法第8条第3項関係)

2 感染症に関する情報の収集及び公表

(1) 医師の届出、獣医師の届出並びに感染症の発生の状況、動向及び原因の調査の対象に新型インフルエンザ等感染症を追加すること。(法第12条、第13条及び第15条関係)

(2) 法第13条第1項の規定に基づき、獣医師が届出を行わなければならない感染症及び動物として、次に定めるものを追加すること。(令第5条関係)

イ 鳥インフルエンザ(H5N1) 鳥類に属する動物

ロ 新型インフルエンザ等感染症 鳥類に属する動物

3 検疫所長との連携

(1) 都道府県知事は、検疫所長から新型インフルエンザ等感染症の病原体に感染したおそれのある者について通知を受けたときは、当該者に対し、検疫所長が

定めた期間内において、健康状態について報告を求め、又は当該都道府県の職員に質問させることができるものとする。こと。（法第15条の3第1項関係）

なお、当該通知を都道府県知事が受けた場合や7(2)の要請等を行う場合には、対象者の居住する市町村に対して、①当該市町村内に新型インフルエンザに感染したおそれのある者が存在すること、②当該者について想定されている潜伏期間、③当該者について都道府県知事が行った対応及び担当窓口等について情報提供すること等により、現場における市町村との必要な連携が十分に図られるよう配慮すること。

- (2) 都道府県知事は、(1)の報告又は質問の結果、健康状態に異状を生じた者を確認したときは、直ちにその旨を厚生労働大臣に報告するとともに、当該職員に当該者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができるものとする。こと。（法第15条の3第2項関係）

厚生労働大臣への報告については、当該者の氏名、国内における居所及び連絡先、健康状態及び当該者について通知した検疫所長の氏名につき行うものとする。こと。（規則第9条の4関係）

- (3) 都道府県知事は、(2)の質問又は必要な調査の結果を厚生労働大臣に報告しなければならないこととする。こと。（法第15条の3第3項関係）

厚生労働大臣への報告については、法第15条の3第2項の質問又は必要な調査のうち、感染原因等、感染症のまん延の状況その他の事情を考慮して重要と認めるものについて行うものとし、規則第8条第2項に規定する物件を添付するものとする。こと。（規則第9条の5関係）

4 健康診断、就業制限及び入院

健康診断、就業制限及び入院の対象に新型インフルエンザ等感染症を追加すること。（法第17条、第18条及び第26条関係）

また、鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザについて、法第18条第2項の規定に基づく就業制限の対象となる業務は、飲食物の製造等の業務及び多数の者に接触する業務とし、それぞれ就業制限の期間を定めること。（規則第11条第2項及び第3項関係）

5 消毒その他の措置

感染症の病原体に汚染された場所の消毒、物件に係る措置、死体の移動制限等並びにそれらを実施するために必要な質問及び調査の対象に新型インフルエンザ等感染症を追加すること。（法第27条、第29条、第30条及び第35条関係）

6 医療

新型インフルエンザ等感染症の患者に係る医療について、特定感染症指定医療機関は厚生労働大臣が行う指導に、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関は都道府県知事が行う指導に従わなければならないこととすること。
(法第38条関係)

7 新型インフルエンザ等感染症

新型インフルエンザ等感染症について2から6までのほかに必要となる規定を設けること。(第7章関係)

(1) 発生及び実施する措置等に関する情報の公表

イ 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等感染症が発生したと認めたときは、速やかに、その旨及び発生した地域を公表するとともに、ウイルスの血清型及び検査方法、症状、診断及び治療並びに感染の防止の方法、実施する措置その他の発生の予防又はそのまん延の防止に必要な情報を逐次公表しなければならないこととすること。その公表に当たっては、個人情報の保護に留意しなければならないこととすること。(法第44条の2第1項及び第2項関係)

ロ 厚生労働大臣は、イによる情報を公表した感染症について、国民の大部分が免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザ等感染症と認められなくなったときは、速やかに、その旨を公表しなければならないこととすること。
(法第44条の2第3項関係)

(2) 感染を防止するための協力

イ 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、潜伏期間を考慮して定めた期間内において、体温その他の健康状態について報告を求めることができるものとする。こと。(法第44条の3第1項関係)

ロ 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、イ及び3(1)の報告を求めた者に対し、それぞれ定めた期間内において、居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の感染の防止に必要な協力を求めることができるものとする。こと。(法第44条の3第2項関係)

ハ イの報告又はロの協力を求められた者は、これに応ずるよう努めなければならないこととすること。(法第44条の3第3項関係)

また、これらの感染を防止するための協力を要請する際には、原則として、

要請する内容、要請を求める期間及びこれらの理由を書面により通知しなければならないこととすること。(規則第23条の3及び第23条の4関係)

- ニ 都道府県知事は、ロの協力を求めるときは、必要に応じ、食事の提供、日用品の支給その他日常生活を営むために必要なサービスの提供又は物品の支給(以下「食事の提供等」という。)に努めなければならないこととすること。また、必要な食事の提供等を行った場合は、当該食事の提供等を受けた者又はその保護者から、実費を徴収することができるものとする。こと。(法第44条の3第4項及び第5項関係)

(3) 建物に係る措置等の規定の適用

- イ 国は、新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、特に必要があると認められる場合は、2年以内の政令で定める期間に限り、政令で定めるところにより、当該感染症を一類感染症とみなして、建物に係る措置等の規定を適用することができるのと同時に、必要な規定を整備すること。(法第44条の4第1項関係)

- ロ イにより適用することとされた規定を期間の経過後なお適用することが特に必要であると認められる場合は、1年以内の政令で定める期間に限り延長することができるものとする。こと。また、延長した期間の経過後、更に延長しようとするときも、同様とすること。(法第44条の4第2項関係)

- ハ 厚生労働大臣は、イ及びロの政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かななければならないこととすること。ただし、イの政令の制定又は改廃につき緊急を要する場合で、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでないこととし、厚生労働大臣は、速やかに、その立案した政令の内容について厚生科学審議会に報告しなければならないこととすること。(法第44条の4第3項及び第4項関係)

(4) 経過の報告

都道府県知事等は、新型インフルエンザ等感染症に関し事務を行った場合は、厚生労働大臣の求めに応じて、その内容を厚生労働大臣に報告しなければならないこととすること。(法第44条の5及び規則第23条の5関係)

8 新感染症

(1) 発生及び実施する措置等に関する情報の公表

厚生労働大臣は、新感染症が発生したと認めたときは、速やかに、その旨及び発生した地域を公表するとともに、当該新感染症について、病原体の検査方法、症状、診断及び治療並びに感染の防止の方法、実施する措置その他の発生

の予防又はそのまん延の防止に必要な情報を逐次公表しなければならないこととすること。その公表に当たっては、個人情報の保護に留意しなければならないこととすること。(法第44条の6第1項及び第2項関係)

(2) 感染を防止するための協力

イ 都道府県知事は、新感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、潜伏期間と想定される期間を考慮して定めた期間内において、体温その他の健康状態について報告を求めることができるものとする。(法第50条の2第1項関係)

ロ 都道府県知事は、新感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、イの報告を求めた者に対し、定めた期間内において、居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の感染の防止に必要な協力を求めることができるものとする。(法第50条の2第2項関係)

ハ イの報告又はロの協力を求められた者は、これに応ずるよう努めなければならないこととすること。(法第50条の2第3項関係)

また、これらの感染を防止するための協力を要請する際には、原則として、要請する内容、要請を求める期間及びこれらの理由を書面により通知しなければならないこととすること。(規則第26条の2及び第26条の3関係)

ニ 都道府県知事は、ロの協力を求めるときは、必要に応じ、食事の提供、日用品の支給その他日常生活を営むために必要なサービスの提供又は物品の支給(以下「食事の提供等」という。)に努めなければならないこととすること。また、必要な食事の提供等を行った場合は、当該食事の提供等を受けた者又はその保護者から、実費を徴収することができるものとする。(法第50条の2第4項関係)

(3) 厚生労働大臣の指示及び経過の報告

厚生労働大臣が新感染症に関し指示できる事務及び都道府県知事による経過の報告の対象に、(2)のイ又はロの事務を追加すること。(法第51条の2関係)

9 厚生労働大臣の指示

厚生労働大臣が新型インフルエンザ等感染症について都道府県知事が行う事務に関し必要な指示をすることができるものとする。(法第63条の2関係)

10 事務の区分

新型インフルエンザに関して道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理す

ることとされている 2 から 4 まで、6 及び 7（七(2)ニを除く。）の事務を地方自治法の第一号法定受託事務とすること。（法第 65 条の 2 関係）

1 1 罰則

3 について、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は調査を拒み、妨げ若しくは忌避した者を罰することとするほか、所要の改正を行うこと。（法第 73 条から第 77 条関係）

第三 検疫法の一部改正

1 検疫感染症等

- (1) 新型インフルエンザ等感染症を隔離、停留等を実施する検疫感染症とすること。（検疫法第 2 条第 2 号及び第 14 条関係）
- (2) 政令で定める検疫感染症として、インフルエンザ（H5N1）を削除し、鳥インフルエンザ（H5N1）を加えること。（検疫法第 2 条第 3 号及び検疫令第 1 条関係）
- (3) 新型インフルエンザ等感染症の疑似症を呈している者であって新型インフルエンザ等感染症の病原体に感染したおそれのあるものについては、新型インフルエンザ等感染症の患者とみなして、この法律を適用すること。（検疫法第 2 条の 2 第 2 項関係）

2 隔離及び停留

- (1) 新型インフルエンザ等感染症の患者の隔離は、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関に入院を委託して行うこととすること。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、これらの医療機関以外の病院又は診療所であって検疫所長が適当と認めるものに入院を委託して行うことができるものとする。（検疫法第 15 条第 1 項第 2 号関係）
- (2) 新型インフルエンザ等感染症の病原体に感染したおそれのある者の停留は、期間を定めて、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関若しくは第二種感染症指定医療機関又はこれら以外の病院若しくは診療所であって検疫所長が適当と認めるものに入院を委託し、又は宿泊施設の管理者の同意を得て宿泊施設内に收容し、若しくは船舶の長の同意を得て船舶内に收容して行うことができるものとする。（検疫法第 16 条第 2 項関係）

新型インフルエンザ等感染症に係る停留期間については、240 時間を越えてはならないこと。（検疫法第 16 条第 3 項及び検疫令第 1 条の 3 関係）

3 仮検疫済証の交付

- (1) 新型インフルエンザに係る仮検疫済証に付する期間は、検疫法第16条第3項に定める時間（240時間）とすること。（検疫規則第6条第2項関係）
- (2) 検疫所長は、仮検疫済証を交付する場合に、新型インフルエンザ等感染症の病原体に感染したおそれのある者で停留されないものに対し、旅券の提示を求め、又は国内における居所、連絡先及び氏名並びに旅行の日程等について報告を求めることができるものとするとともに、報告された事項を当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならないこととすること。（検疫法第18条第4項及び第5項関係）

感染したおそれがある者から報告を求めることができる事項は、当該者の国内における居所及び連絡先、氏名、年齢、性別、国籍、職業並びに旅行の日程並びに当該者が検疫感染症の病原体に感染したことが疑われる場所とすること。（検疫規則第6条の2関係）

4 協力の要請

検疫所長は、検疫業務を円滑に行うため必要があると認めるときは、船舶等の所有者若しくは長又は検疫港若しくは検疫飛行場の管理者に対し、検疫に際し必要な質問に関する書類の配付等必要な協力を求めることができるものとする。（検疫法第23条の2関係）

5 実費の徴収

検疫所長は、隔離又は停留の実費を個人の旅行者から徴収しないこととする。（検疫法第32条関係）

6 新感染症に係る措置

検疫所長は、厚生労働大臣の指示に従い、新感染症を新型インフルエンザ等感染症とみなして、3の事務を実施できるものとする。（検疫法第34条の2第3項関係）

7 検疫感染症の病原体の有無に関する検査等の手数料

検疫感染症のうち、新型インフルエンザ等感染症及び鳥インフルエンザ（H5N1）について、人又は貨物に対する検疫感染症の病原体の有無に関する検査の手数料を1件につき3,500円と定めること。（検疫令別表第二関係）

8 罰則

3の旅券の提示をせず、又は3の報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとする。 (検疫法第36条第8号関係)

第四 インフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令の廃止

インフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令（平成18年政令第208号）を廃止すること。（整理政令第1条関係）

また、これに伴い、インフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令（平成18年厚生労働省令第126号）を廃止すること。（整備省令第1条関係）

第五 施行期日等

- 1 法は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行することとし、整備政令及び整備省令は法の施行日から施行すること。（改正法附則第1条、整備政令附則第1条及び整備省令附則第1条関係）
- 2 法施行後5年を経過した場合において施行の状況を勘案して必要な検討を行うこととするとともに、関係法律について所要の改正を行うこととする。 (改正法附則第2条、第4条から第9条まで関係)
- 3 国は、新型インフルエンザ等感染症に係るワクチン等の医薬品の研究開発を促進するために必要な措置を講ずるとともに、これらの医薬品の早期の薬事法の規定による製造販売の承認に資するよう必要な措置を講ずるものとする。 (改正法附則第3条第1項関係)
- 4 国は、新型インフルエンザ等感染症の発生及びまん延に備え、抗インフルエンザ薬及びプレパンデミックワクチンの必要な量の備蓄に努めるものとする。 (改正法附則第3条第2項関係)

官報

(号 外)

独立行政法人国立印刷局

(号外第91号)

官 報

平成20年5月2日 金曜日

1

目次

〔法 律〕

○国土交通省設置法等の一部を改正する法律(二六)

○独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律(二七)

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律(二八)

○消費者契約法等の一部を改正する法律(二九)

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律(三〇)

〔政 令〕

○犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(一七〇)

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(一七一)

○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令(一七二)

○タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(一七三)

○タクシー業務適正化特別措置法施行令の一部を改正する政令(一七四)

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(一七五)

〔府 令〕

○警察法施行規則の一部を改正する内閣府令(内閣府三二、三三)

〔省 令〕

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(厚生労働一〇六)

〔規 則〕

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則(国家公安委六)

〔告 示〕

○不当要求情報管理機関登録規程の一部を改正する件(国家公安委八)

本号で公布された 法令のあらまし

○国土交通省設置法等の一部を改正する法律(法律第二六号)(国土交通省)

一 国土交通省の任務に、観光立国の実現に向けた施策の推進を追加することとした。(第三條関係)

二 国土交通省の外局である船員労働委員会を廃止することとした。(第四一條、第四四條関係)

三 国土交通省の外局として観光庁を置き、同庁の長官、任務及び所掌事務について定めることとした。(第四一條第一項及び第四二條、第四四條関係)

四 航空・鉄道事故調査委員会及び海難審判庁の運輸安全委員会及び海難審判所への改組並びに船員労働委員会の所掌事務の交通政策審議会等への移管に伴う所要の改正を行うこととした。

二 航空・鉄道事故調査委員会設置法の一部改正
一 題名を運輸安全委員会設置法に改めることとした。(題名関係)
二 法の目的に、船舶事故等の防止に寄与すること等を追加することとした。(第一條関係)
三 国土交通省の外局として運輸安全委員会を置き、同委員会の任務について定めることとした。(第三條及び第四四條関係)
四 運輸安全委員会の所掌事務に、船舶事故等の原因究明調査、原因関係者に対する勧告を追加することとした。(第五條関係)
五 航空事故等、鉄道事故等若しくは船舶事故等の原因関係者に勧告を行い、勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができることとし、原因関係者が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を講じなかったときは、その旨を公表することができることとした。(第二七條関係)
六 事故等調査の実施に当たっては、被害者及びその家族又は遺族の心情に十分配慮し、これらの者に対し、当該事故等調査に関する情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供することとした。(第二八條の二関係)

三 海難審判法の一部改正

一 法の目的を海難の原因を明らかにするものから、職務上の故意又は過失によつて海難を発生させた海技士等の懲戒を行うこととした。(第一一條関係)
二 国土交通省の特別の機関として海難審判所を置き、その事務の一部を取り扱わせるため、所要の地に、地方海難審判所を置くこととした。(第七條及び第一〇條関係)
三 海難審判を二審制から一審制に改めることとした。

四 労働組合法及び労働関係調整法の一部改正
船員労働委員会の廃止に伴い、集团的紛争調整事務について、中央労働委員会又は都道府県労働委員会へ移管する等所要の規定の整備を行うこととした。

五 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部改正
船員労働委員会の廃止に伴い、個別的紛争調整事務について、地方運輸局長が指名するあつせん員又は調停員が行うこととする等所要の規定の整備を行うこととした。

六 船員法、船員職業安定法、最低賃金法、船員災害防止活動の促進に関する法律、勤労青少年福祉法、勤労者財産形成促進法及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正
船員労働委員会の調査審議事務について交通政策審議会等に移管する等所要の改正を行うこととした。

七 この法律は、一部の規定を除き、平成二〇年一〇月一日から施行することとした。

○独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律(法律第二七号)(内閣府本府)

一 センターの目的及び業務の範囲
「独立行政法人国民生活センター(以下「センター」という。)の目的及び業務の範囲に関する規定に、消費生活に関する消費者又は消費者契約法に規定する差止請求を行う適格消費者団体と事業者との間に生じた民事上の紛争(以下「消費者紛争」という。)のうち、その解決が全国的に重要であるもの(以下「重要消費者紛争」という。)の解決を図ることを加えることとした。(第三條及び第一〇條関係)

二 センターの目的及び業務の範囲
「独立行政法人国民生活センター(以下「センター」という。)の目的及び業務の範囲に関する規定に、消費生活に関する消費者又は消費者契約法に規定する差止請求を行う適格消費者団体と事業者との間に生じた民事上の紛争(以下「消費者紛争」という。)のうち、その解決が全国的に重要であるもの(以下「重要消費者紛争」という。)の解決を図ることを加えることとした。(第三條及び第一〇條関係)

三 この法律は、一部の規定を除き、平成二〇年一〇月一日から施行することとした。

- 4 不当景品類及び不当表示防止法第一一条の二及び特定商取引に関する法律第五八条の四から第五八条の九までの規定による差止請求に係る訴えは、事業者又は販売業者等の行為があつた地を管轄する裁判所にも提起することができるとした。(第四三三第二項関係)
- 二 不当景品類及び不当表示防止法の一部改正関係 (第三三二条関係)
- 消費者契約法第二二条第四項に規定する適格消費者団体は、事業者が、不特定かつ多数の一般消費者に対して、商品若しくは役務の品質、規格その他の内容について著しく優良であると誤認される表示又は商品若しくは役務の価格その他の取引条件について著しく有利であると誤認される表示をする行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該事業者に対し、当該行為の停止又は予防等を請求することができるとした。(第一一条の二関係)
- 三 特定商取引に関する法律の一部改正関係 (第四三三条関係)
- 1 訪問販売に係る差止請求権
- 消費者契約法第二二条第四項に規定する適格消費者団体は、販売業者等が、訪問販売に関し、不特定かつ多数の者に対して、売買契約等の締結について勧誘をするに際し不実の事実を告げるなどの行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者等に対し、当該行為の停止又は予防等を請求することができるとした。(第五八条の四関係)
- 2 通信販売に係る差止請求権
- 適格消費者団体は、販売業者等が、通信販売をする場合の商品等の販売条件等について広告をするに際し、不特定かつ多数の者に対して、当該商品の性能等について著しく事実と相違する等の表示をする行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者等に対し、当該行為の停止又は予防等を請求することができるとした。(第五八条の五関係)
- 3 電話勧誘販売に係る差止請求権
- 適格消費者団体は、販売業者等が、電話勧誘販売に関し、不特定かつ多数の者に対して、売買契約等の締結について勧誘をするに際し不実の事実を告げるなどの行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者等に対し、当該行為の停止又は予防等を請求することができるとした。(第五八条の六関係)
- 4 連鎖販売取引に係る差止請求権
- 適格消費者団体は、統括者等が、不特定かつ多数の者に対して、連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘をするに際し不実の事実を告げるなどの行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その統括者等に対し、当該行為の停止又は予防等を請求することができるとした。(第五八条の七関係)
- 5 特定継続的役務提供に係る差止請求権
- 適格消費者団体は、役務提供事業者等が、不特定かつ多数の者に対して、特定継続的役務等契約の締結について勧誘をするに際し不実の事実を告げるなどの行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その役務提供事業者等に対し、当該行為の停止又は予防等を請求することができるとした。(第五八条の八関係)
- 6 業務提供誘引販売取引に係る差止請求権
- 適格消費者団体は、業務提供誘引販売業者等が行う者が、不特定かつ多数の者に対して、業務提供誘引販売取引についての契約の締結について勧誘をするに際し不実の事実を告げるなどの行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その業務提供誘引販売業者等に対し、当該行為の停止又は予防等を請求することができるとした。(第五八条の九関係)
- 7 適用除外
- 第二六条第一項の規定は、第五八条の四から第五八条の六までの規定の適用について準用する等とした。(第五八条の一〇関係)
- 五 四月一日から施行するものとした。

- ◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律 (法律第三〇号)(厚生労働省)
- 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正関係
- 1 感染症の類型等
- (一) 感染症の類型に、「新型コロナウイルス等感染症」を追加することとした。(第六六条第一項関係)
- (二) 二類感染症に鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る。)を追加することとした。(第六六条第三項第五号関係)
- (三) 「新型コロナウイルス等感染症」とは、次に掲げる感染症をいうこととした。(第六七条第七項関係)
- (1) 新型インフルエンザ(新たに人から人に伝染する能力を有することとなつたウイルスを病原体とするインフルエンザであつて、一般に国民が免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)
- (2) 再興型インフルエンザ(かつて世界的規模で流行したインフルエンザであつてその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであつて、一般に現在の国民の大部分が免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)
- (四) 四種病原体等に新型コロナウイルス等感染症の病原体を追加することとした。(第六六条第二三項関係)
- (四) 新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であつて新型インフルエンザ等感染症にかかつていないと疑うに足りる正当な理由がある者については、新型インフルエンザ等感染症の患者とみなしてこの法律の規定を適用することとした。(第八二条第二項関係)
- (六) 新型インフルエンザ等感染症の無症状態病原体保有者については、新型インフルエンザ等感染症の患者とみなして、この法律の規定を適用することとした。(第八二条第三項関係)
- 2 検疫所長との連携
- (一) 都道府県知事は、検疫所長から新型コロナウイルス等感染症の病原体に感染したおそれのある者について通知を受けたときは、当該者に対し、検疫所長が定めた期間内において健康状態について報告を求め、又は当該都道府県の職員に質問させることができるものとする。 (第一五五条の三第一項関係)
- (二) 都道府県知事は、(一)の報告又は質問の結果、健康状態に異状を生じた者を確認したときは、直ちにその旨を厚生労働大臣に報告するとともに、当該職員に当該者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができるものとする。 (第一五五条の三第二項関係)
- (三) 都道府県知事は、(二)の質問又は必要な調査の結果を厚生労働大臣に報告しなければならぬこととした。(第一五五条第三項関係)
- 3 新型インフルエンザ等感染症
- 新型インフルエンザ等感染症について、発生及び実施する措置に関する情報の公表、感染を防止するための協力、厚生労働大臣の指示並びに経過の報告の規定を設けることとした。(第七章関係)
- 4 新感染症
- 新感染症について、発生及び実施する措置に関する情報の公表、感染を防止するための協力、厚生労働大臣の指示並びに経過の報告の規定を設けることとした。(第八章関係)
- 5 厚生労働大臣の指示
- 厚生労働大臣が、新型インフルエンザ等感染症について都道府県知事が行う事務に関し必要な指示をすることができるものとする。 (第六三三條の二関係)

6 罰則

2について、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は調査を拒み、妨げ若しくは忌避した者を罰することとするほか、所要の改正を行うこととした。(第七三條、第七七條関係)

二 検査法の一部改正関係

1 検査感染症等

(一) 新型インフルエンザ等感染症を隔離、停留等を実施する検査感染症とすることとした。(第二條第二号及び第一四條関係)

(二) 新型インフルエンザ等感染症の疑似症を呈している者であつて新型インフルエンザ等感染症の病原体に感染したおそれのあるものについては、新型インフルエンザ等感染症の患者とみなして、この法律を適用することとした。(第二條の二第二項関係)

2 新型及び停留

(一) 新型インフルエンザ等感染症の患者の隔離は、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関に入院を委託して行うこととする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、これらの医療機関以外の病院又は診療所であつて検査所長が適当と認めるものに入院を委託して行うことができるものとする。こととした。(第一五條第一項第二号関係)

(二) 新型インフルエンザ等感染症の病原体に感染したおそれのある者の停留は、期間を定めて、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関若しくは第二種感染症指定医療機関又はこれら以外の病院若しくは診療所であつて検査所長が適当と認めるものに入院を委託し、又は宿泊施設等の管理者の同意を得て宿泊施設内に収容し、若しくは船舶の長の同意を得て船舶内に収容して行うことができるものとした。(第一六條第二項関係)

3 仮検査済証の交付

検査所長は、仮検査済証を交付する場合に、新型インフルエンザ等感染症の病原体に感染したおそれのある者で停留されないものに対し、旅券の提示を求め、又は国内における居

所、連絡先及び氏名並びに旅行の日程等について報告を求めることができるものとする。ともに、報告された事項を当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならぬこととする。こととした。(第一八條第四項及び第五項関係)

4 協力の要請

検査所長は、検査業務を円滑に行うため必要があると認めるときは、船舶等の所有者若しくは長又は検査港若しくは検査飛行場の管理者に対し、検査に際し必要な質問に関する書類の配付等必要な協力を求めることができるものとする。こととした。(第二三條の二関係)

5 実費の徴収

検査所長は、隔離又は停留の実費を個人の旅行者から徴収しないこととした。(第三二條関係)

6 新感染症に係る措置

検査所長は、厚生労働大臣の指示に従い、新感染症を新型インフルエンザ等感染症とみなして、3の事務を実施できるものとする。こととした。(第三四條の二第三項関係)

7 罰則

3の旅券の提示をせず、又は3の報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処することとする。こととした。(第三六條第八号関係)

三 その他

1 この法律は、公布の日から起算して一〇日を経過した日から施行することとした。

2 国は、新型インフルエンザ等感染症に係るワクチン等の医薬品の研究開発を促進するために必要な措置を講ずるとともに、これらの医薬品の早期の薬事法の規定による製造販売の承認に資するよう必要な措置を講ずるものとする。こととした。また、国は、新型インフルエンザ等感染症の発生及びまん延に備え、抗インフルエンザ薬及びブレバンデミックワクチンの必要な量の備蓄に努めるものとする。こととした。

3 この法律の施行後五年を経過した場合において、施行の状況を勘案して必要な検討を行うこととする。こととした。

△犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(政令第一七〇号)(警察庁)

1 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令の一部改正

(一) 題名を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令」に改めることとした。

(二) 遺族給付金の支給を受けることができる遺族に生計維持関係遺族が含まれている場合の遺族給付基礎額の最高額及び最低額を引き上げ、犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢が二五歳未満である場合の遺族給付基礎額を六、六〇〇円とすることとした。(第五條及び別表第一関係)

(三) 遺族給付金の支給を受けることができる遺族に生計維持関係遺族が含まれている場合の遺族給付金に係る倍数を、生計維持関係遺族の人数の区分に応じて引き上げることとした。(第六條関係)

(四) 休業加算基礎額は、犯罪被害者とその勤務に基づいて通常得ていた収入の日額に一〇〇分の四八を乗じて得た額とすることとした。ただし、その最高額及び最低額を定めることとした。(第一二條及び別表第三関係)

(五) 重傷病給付金等の限度額を二〇〇万円とすることとした。(第一三條関係)

(六) 犯罪被害者の身体上の障害の程度が障害等級の第一級から第三級までに該当する場合の障害給付基礎額の最高額及び最低額を引き上げ、犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢が二五歳未満である場合の障害給付基礎額を七、六〇〇円とすることとした。(第一四條及び別表第四関係)

(七) 犯罪被害者の身体上の障害の程度が障害等級の第一級から第三級までのいずれかに該当する場合の障害給付金に係る倍数を、障害の程度に応じて引き上げることとした。(第一五條関係)

2 警察庁組織令の一部改正

警察庁長官官房給与厚生課並びに生活安全局生活安全企画課及び地域課の所掌事務に関する規定を整備することとした。(第一條、第一五條及び第一六條関係)

3 その他関係政令

その他関係政令について、所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日等

(一) この政令は、平成二〇年七月一日から施行することとした。

(二) 所要の経過措置を設けることとした。

△暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(政令第一七一号)(警察庁)

1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行令(平成三年政令第三三五号)その他の関係政令の規定の整理を行った。(本則関係)

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

△通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第一七二号)(財務省)

1 日本ブラジル交流年及び日本人ブラジル移住一〇〇周年を記念するため発行する五〇〇円の貨幣の形式を改めることとした。(別表第一関係)

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

△タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第一七三号)(国土交通省)

タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律(平成一九年法律第八七号)の施行期日は、平成二〇年六月一日とする。こととした。

- ◇タクシー業務適正化特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第一七四号）（国土交通省）
- 1 指定地域及び特定指定地域
- (一) タクシー業務適正化特別措置法第二条第五項に規定する指定地域について、これまでの東京地域、大阪地域に加え、札幌地域、仙台地域、さいたま地域、千葉地域、横浜地域、名古屋地域、京都地域、神戸地域、広島地域、北九州地域、福岡地域を指定することとした。（第一条第一項関係）
- (二) 同法第二条第六項に規定する特定指定地域について、指定地域のうち、東京地域及び大阪地域を指定することとした。（第二条第二項関係）
- 2 登録の有効期間
- 登録実施機関の登録の有効期間は、五年とすることとした。（第三条関係）
- 3 附則
- この政令は、タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二〇年六月一日）から施行することとした。
- ◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第一七五号）（厚生労働省）
- 一 インフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令の廃止関係
- インフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令（平成一八年政令第二〇八号）を廃止することとした。（第一条関係）
- 二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正関係
- 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第八条第一項の政令で定める二類感染症として、鳥インフルエンザ（H5N1）を定めることとした。（第二条関係）
- 2 感染症法第一三条第一項の規定に基づき、獣医師が届出を行わなければならない感染症及び動物として、次に定めるものを追加することとした。（第二条関係）
- (一) 鳥インフルエンザ（H5N1） 鳥類に属する動物
- (二) 新型インフルエンザ等感染症 鳥類に属する動物
- 三 検疫法施行令の一部改正関係
- 1 政令で定める検疫感染症として、鳥インフルエンザ（H5N1）を加えることとした。（第三条関係）
- 2 検疫感染症に感染したおそれのある者の停留期間は、新型インフルエンザ等感染症については、二四〇時間とすることとした。（第三条関係）
- 3 検疫感染症のうち、新型インフルエンザ等感染症について、人又は貨物に対する検疫感染症の病原体の有無に関する検査の手数料を定めることとした。（別表第二関係）
- 四 施行期日等
- 1 この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係政令について所要の改正を行うこととした。
- 2 この政令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

法 律

国土交通省設置法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十年五月二日

内閣総理大臣 福田 康夫

法律第二十六号

国土交通省設置法等の一部を改正する法律

（国土交通省設置法の一部改正）

第一条 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条」を「第二十九条の二」に、「船員労働委員会」を「観光庁」に、「第四節 海上保安庁（第五十三条）」を「第五節 海上保安庁（第五十三条）」に改める。

上原安庁（第五十二条）を「第四節 運輸安全委員会（第五十二条）」に改める。

難審判庁（第五十三条）を「第五節 海上保安庁（第五十三条）」に改める。

第三条中「推進」の下に、「観光立国の実現に向けた施策の推進」を加える。

第四条第十五号中「第百号」を「第九十九号」に改め、同条第七十五号中「関する事故」の下に「並びにこれらの事故の兆候」を加え、並びにこれらの事故の兆候についての必要な調査を削り、同条第九十六号を削り、第九十七号を第九十六号とし、第九十八号から第百号までを一号ずつ繰り上げ、第百一号の前に次の一号を加える。

百 船舶事故及び船舶事故の兆候の原因並びに船舶事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関すること。

第四条第百十一号中「（の原因及び）」を「及び航空事故の兆候の原因並びに」に改め、「並びに航空事故の兆候についての必要な調査」を削り、同条第百二十三号を削り、第百二十二号を第百二十三号とし、第百十八号から第百二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第百十七号の次に次の一号を加える。

百十八 海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）第九条に規定する事務

第六条第二項の表航空・鉄道事故調査委員会の項を削る。

第十四条第一項第三号中「（昭和二十八年法律第百四十九号）」の下に、「船員法（昭和二十二年法律第百号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）、勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）」を加える。

第十六条第二項中「二人」を「四人」に改める。

- 二 特定継続的役務提供等契約の締結について勧誘をするに際し、又は特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、不実のことを告げる行為
- イ 役務又は役務の提供を受ける権利の種類及びこれらの内容又は効果（権利の場合にあつては、当該権利に係る役務の効果）
- ロ 役務の提供又は権利の行使による役務の提供に際し当該役務の提供を受ける者又は当該権利の購入者が購入する必要がある商品がある場合には、その商品の種類及びその性能又は品質
- ハ 第四十四条第一項第三号から第六号までに掲げる事項
- ニ 第四十四条第一項第七号又は第八号に掲げる事項
- 三 特定継続的役務提供等契約の締結について勧誘をするに際し、前号イからハまでに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為
- 四 特定継続的役務提供等契約を締結させ、又は特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為
- 2 適格消費者団体は、役務提供事業者、販売業者又は関連商品の販売を行う者が、特定継続的役務提供等契約又は関連商品販売契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む特定継続的役務提供等契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、それぞれその役務提供事業者、販売業者又は関連商品の販売を行う者に對し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為の供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要の措置をとることを請求することができる。
- 一 第四十八条第八項に規定する特約
- 二 第四十九条第七項（第四十九条の二第三項において準用する場合を含む。）に規定する特約

- （業務提供誘引販売取引に係る差止請求権）
- 第五十八条の九 適格消費者団体は、業務提供誘引販売取引を行う者が、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その業務提供誘引販売取引を行う者に對し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為の供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要の措置をとることを請求することができる。
- 一 業務提供誘引販売取引に係る業務提供誘引販売取引についての契約（その業務提供誘引販売取引に關して提供され、又はあつせんされる業務を事業所等によらないで行う個人との契約に限る。以下この条において同じ。）の締結について勧誘をするに際し、又はその業務提供誘引販売取引に係る業務提供誘引販売取引についての契約の解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為
- イ 商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。）の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容
- ロ 第五十二条第一項第二号から第五号までに掲げる事項
- 二 業務提供誘引販売取引に係る業務提供誘引販売取引についての契約を締結させ、又はその業務提供誘引販売取引に係る業務提供誘引販売取引についての契約の解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為
- 三 業務提供誘引販売取引に係る業務提供誘引販売取引について広告をするに際し、当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担又は当該業務提供誘引販売取引に係る業務提供利益について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるような表示をする行為

- 四 業務提供誘引販売取引に係る業務提供誘引販売取引につき利益を生ずることが確実であると誤認させるべき断定的判断を提供し、その業務提供誘引販売取引に係る業務提供誘引販売取引についての契約の締結について勧誘をする行為
- 2 適格消費者団体は、業務提供誘引販売取引を行う者が、業務提供誘引販売取引に係る業務提供誘引販売取引についての契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む業務提供誘引販売取引に係る業務提供誘引販売取引についての契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その業務提供誘引販売取引を行う者に對し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為の供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要の措置をとることを請求することができる。
- 一 第五十八条第四項に規定する特約
- 二 第五十八条の三第一項又は第二項の規定に反する特約（適用除外）
- 第五十八条の十 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める規定の適用について準用する。
- 一 第二十六条第一項 第五十八条の四から第五十八条の六まで
- 二 第二十六条第五項 第五十八条の四
- 三 第二十六条第六項 第五十八条の六
- 四 第二十六条第七項 第五十八条の四第二項（第二号に係る部分に限る。）及び第五十八条の六第二項（第二号に係る部分に限る。）
- 五 第四十条の二第七項 第五十八条の七第三項（第二号に掲げる特約のうち第四十条の二第三項及び第四項の規定に反するものに係る部分に限る。）
- 六 第五十条第一項 第五十八条の八
- 七 第五十条第二項 第五十八条の八第二項（第二号に掲げる特約のうち第四十九条第二項、第四項及び第六項（第四十九条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定に反するものに係る部分に限る。）
- 八 第五十八条の三第三項 前条第二項（第二号に係る部分に限る。）

附則

（施行期日）

1 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成二十年法律第 号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 第一条又は第二条の規定の施行前にされた消費者契約法第十三条第一項の認定の申請並びに同法第十九条第三項及び第二十條第三項の認可の申請に係る認定及び認可に関する手続については、それぞれ第一条又は第二条の規定による改正後の同法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第一条又は第二条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、それぞれ第一条又は第二条の規定による改正後の消費者契約法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

内閣総理大臣 福田 康夫
法務大臣 鳩山 邦夫
経済産業大臣 甘利 明

御名 御璽

平成二十年五月二日

内閣総理大臣 福田 康夫

法律第三十号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正）

第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

[illegible]

「第七章の二」を「第九章」に、「第八章」を「第十章」に、「第八章の二」を「第十一章」に、「第九章」を「第十二章」に、「第十章」を「第十三章」に、「第十一章」を「第十四章」に改める。

第六条第一項中「五類感染症」の下に、「新型インフルエンザ等感染症」を加え、同条第三項に次の一号を加える。

五 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る。第五項第七号において「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。）

第六条第五項第七号中「鳥インフルエンザ」の下に「(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く。)」を加え、同条第六項第一号中「鳥インフルエンザ」の下に「及び新型インフルエンザ等感染症」を加え、同条第二十二項第一号中「又

はH7N7であるもの」を「若しくはH7N7であるもの（新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。）又は新型インフルエンザ等感染症の病原体」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条中第二十一項を第二十二項とし、第十五項

から第二十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十四項中「二類感染症」の下に「又は新型インフルエンザ等感染症」を加え、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「又は二類感染症」を、「二類感染症又は新型インフルエンザ等感

染症」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「若しくは二類感染症」を、「二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症」に改め、同項を同条第十三項とし、同条中第十一項を第十二項とし、第八項から第十項までを

一項ずつ繰り下げ、同条第七項中「及び三類感染症」を「三類感染症及び新型コロナウイルス感染症」を、「第六項」を「第七章」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 この法律において「新型コロナウイルス感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一 新型インフルエンザ（新たに人から人に伝染する能力を有することとなつたウィルスを病原体とするインフルエンザであつて、一般に國民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により國民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある）と認められるものをいう。）

二 再興型インフルエンザ（かつて世界的規模で流行したインフルエンザであつてその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであつて、一般に現在の國民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全體的かつ急速なまん延により國民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいふ。）

第七條第一項中「第六章まで、第八章、第九章及び第十章」を「第七章まで、第十章、第十一章及び第十三章」に改める。

第八条第二項中「無症状病原体保有者」の下に「又は新型インフルエンザ等感染症の無症状病原体保有者」を、ついては、」の下に「それぞれ」を、「患者」の下に「又は新型インフルエンザ等感染症の患者」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であつて当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるものについては、新型インフルエンザ等感染症の患者とみなして、この法律の規定を適用する。

第十二条第一項第一号及び第十三条第一項中「又は四類感染症」を、「四類感染症又は新型コロナウイルス感染症」に改める。

第十五条第一項から第三項までの規定中「若しくは五類感染症」を「五類感染症若しくは新型コロナウイルスエンザ等感染症」に改める。

第十五条の二の次に次の一条を加える。

第十五条の三 都道府県知事は、検疫法第十八条第五項（同法第三十四条の規定に基づく政令によつて準用される場合を含む。）の規定により検疫所長から同法第十八条第四項に規定する者について同項の規定により報告された事項の通知（同法第三十四条の二第三項の規定により実施される場合を含む。）を受けたときは、当該者に対し、同法第十八条第一項の規定により検疫所長が定めた期間内において当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は当該都道府県の職員に質問させることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告又は質問の結果、健康状態に異状を生じた者を確認したときは、厚生労働省令で定めるところにより、直ちにその旨を厚生労働大臣に報告するとともに、当該職員に当該者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

3 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により実施された質問又は必要な調査の結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

4 第十五条第四項の規定は、都道府県知事が当該職員に第一項及び第二項に規定する措置を実施させる場合について準用する。

第十七条第一項及び第十八条第一項中「又は三類感染症」を「三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症」に改める。

第二十六条中「二類感染症」の下に「及び
新型インフルエンザ等感染症」を加え、「とあり、
並びに」を「とあるのは「特定感染症指定医療

機関、第一感染症指定医療機関若しくは第二種感染症指定医療機関」と、「感染症指定医療機関（結核指定医療機関を除く。）」を「特

定感染症指定医療機関 第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関」に、「又は当該感染症の症状が消失したことを」を「若しく

は当該感染症の症状が消失したこと又は新型インフルエンザ等感染症の病原体を保有していない

いこと」に「又は当該感染症の症状が消失したかどうか」を「若しくは当該感染症の症状が消失したかどうか、又は新型インフルエンザ等感染症の病原体を保有しているかどうか」に改めらる。

第二十七条及び第二十九条中「又は四類感染症」を「四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症」に改める。

第三十条中「又は三類感染症」を「三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症」に改める。

第三十五条第一項中「若しくは四類感染症」を「四類感染症若しくは新型コロナウイルス感染症」に改める。

第三十八條第二項中「第六條第十五項」を「第六條第十六項」に改め、同條第四項及び第五項中「及び二類感染症」を、「二類感染症及び新

型インフルエンザ等感染症」に改め、同条第六項中「二類感染症」の下に「及び新型インフルエンザ等感染症」を加える。

第四十二条第一項中「第六條第十五項」を「第六條第十六項」に改める。

第七十三條第一項中「次條」を「次條第一項」

に改め、同条第二項中「以下」の下に「この項及び第七十七条において」を加え、「若しくは第十五条の第二項」を「第十五条の第二項

若しくは第十五条の第三項」に改め、「調査」の下に、「同条第一項の規定による報告若しくは質問」を、「第二十七条」の下に（第七條第一

項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）、第二十八条（第

七条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合、第四十四条の四第一項の規定に基づく政令によって適用される場合（同条第二項の

政令により、同条第一項の政令の期間が延長される場合を含む。以下この項及び第七十七条において同じ。）及び第五十三条第一項の規定に基

づく政令によつて適用される場合を含む）、第二十九条若しくは第三十条の規定（これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によつて

準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。若しくは第三十一条を「第三十五条の規定（これらの規定が第七條第一項の規定に基づく政令によって準用される場合）の下に、第四十四条の四第一項の規定に基づく政令によって適用される場合」を加え、又は第五十三条の十三を「第四十四条の三第一項（第七條第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。若しくは第五十条の二第一項の規定による報告、第四十四条の三第二項（第七條第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。若しくは第五十条の二第二項の規定による協力の求め、第四十四条の三第四項若しくは第五項の規定（これらの規定が第七條第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。若しくは第五十条の二第二項において準用する第四十四条の三第四項若しくは第五項の規定による食事の提供等又は第五十三条の十三）に改める。

第七十四條に次の一項を加える。

2 第十五条の三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の間問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十七條第三号中「第十五条の二第一項」の下に「若しくは第十五条の三第二項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同条第五号中「第二十七條第一項」の下に「第七條第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三條第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。」を、「第二十八條第一項」の下に「第七條第一項の規定に基づく政令によって準用される場合、第四十四条の四第一項の規定に基づく政令によって適用される場合及び第五十三條第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。」を加え、「第三十条第一項」を「若しくは第三十条第一項の規定（これらの規定が第七條第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三條第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）又は」を「若しくは」に改め、「準用される場合」の下に「第四十四条の四第一項の規定に基づく政令によって適用される場合」を加え、同条第七号中「準用される場合」の下に「第四十四条の四第一項の規定に基づく政令によって適用される場合」を加える。

第十一章を第十四章とする。

第六十三條の二中「第七章」を「第八章」に改める。

第六十五條の二中「第七章」を「第四十四条の三第一項から第三項まで、第四十四条の五、第八章」に改め、「及び第二項」の下に「第五十条の二第四項において準用する第四十四条の三第四項及び第五項」を加え、「第八章」を「第十章」に改める。

第十章を第十三章とする。

第六十三條第一項中「若しくは四類感染症」を「四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症」に改め、同条第三項中「又は四類感染症」を「四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症」に改める。

第九章を第十二章とし、第八章の二を第十一章とし、第八章を第十章とする。

第五十三條の二第一項中「第九章」を「第十二章」に改める。

第七章の二を第九章とする。

第七章中第四十五条の前に次の一条を加える。

（新感染症の発生及び実施する措置等に関する情報の公表）

第四十四条の六 厚生労働大臣は、新感染症が発生したと認めるときは、速やかに、その旨及び発生した地域を公表するとともに、当該新感染症について、第十六条の規定による情報の公表を行うほか、病原体の検査方法、症状、診断及び治療並びに感染の防止の方法、この法律の規定により実施する措置その他の当該新感染症の発生の予防又はそのまん延の防止に必要な情報を新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により逐次公表しなければならない。

2 前項の情報を公表するに当たっては、個人情報保護に留意しなければならない。

第五十条の次に次の一条を加える。

（感染を防止するための協力）

第五十条の二 都道府県知事は、新感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、当該新感染症の潜伏期間と想定される期間を考慮して定めた期間内において、当該者の体温その他の健康状態について報告を求めることができる。

2 都道府県知事は、新感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により報告を求めた者に対し、同項の規定により定めた期間内において、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の当該新感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができる。

3 前二項の規定により報告又は協力を求められた者は、これに応ずるよう努めなければならない。

4 第四十四条の三第四項及び第五項の規定は、都道府県知事が第二項の規定により協力を求める場合について準用する。

第五十一条第一項及び第二項中「前条第一項」を「第五十条第一項」に改め、同条第四項中「前条第五項」を「第五十条第五項」に改める。

第五十一条の二第一項中「又は第五十条第一項」を「第五十条第一項又は第五十条の二第二項若しくは第二項」に改める。

第五十二条第一項中「又は当該職員」を「若しくは当該職員」に改め、「場合」の下に「又は第五十条の二第二項若しくは第二項の規定による事務を行った場合」を加える。

第五十三条第一項中「前章まで、第八章、第九章及び第十章」を「第六章まで、第十章、第十二章及び第十三章」に改める。

第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第七章 新型インフルエンザ等感染症（新型インフルエンザ等感染症の発生及び実施する措置等に関する情報の公表）

第四十四条の二 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等感染症が発生したと認めるときは、速やかに、その旨及び発生した地域を公表するとともに、当該感染症について、第十六条の規定による情報の公表を行うほか、病原体であるウィルスの血清型及び検査方法、症状、診断及び治療並びに感染の防止の方法、この法律の規定により実施する措置その他の当該感染症の発生の予防又はそのまん延の防止に必要な情報を新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により逐次公表しなければならない。

2 前項の情報を公表するに当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により情報を公表した感染症について、国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザ等感染症と認められなくなったときは、速やかに、その旨を公表しなければならない。

（感染を防止するための協力）

第四十四条の三 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、当該感染症の潜伏期間を考慮して定めた期間内において、当該者の体温その他の健康状態について報告を求めることができる。

2 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により報告を求めた者に対し、同項の規定により定めた期間内において、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができる。

3 前二項の規定により報告又は協力を求められた者は、これに応ずるよう努めなければならない。

4 都道府県知事は、第二項の規定により協力を求めるときは、必要に応じ、食事の提供、日用品の支給その他日常生活を営むために必要なサービスの提供又は物品の支給（次項において「食事の提供等」という。）に努めなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により、必要な食事の提供等を行った場合は、当該食事の提供等を受けた者又はその保護者から、当該食事の提供等に要した実費を徴収することができる。

（建物に係る措置等の規定の適用）

第四十四条の四 国は、新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、特に必要があると認められる場合は、二年以内の政令で定める期間に限り、政令で定めるところにより、当該感染症を一定類感染症とみなして、第二十八条及び第三十一条から第三十三条までの規定並びに第三十四条から第三十六条まで、第十二章及び第十三章の規定（第二十八条又は第三十一条から第三十三条までの規定により実施される措置に係る部分に限る。）の全部又は一部を適用することができる。

2 前項の政令で定められた期間は、当該感染症について同項の政令により適用することとされた規定を当該期間の経過後なお適用することが特に必要であると認められる場合は、一年以内の政令で定める期間に限り延長することができる。当該延長に係る政令で定める期間の経過後、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

3 厚生労働大臣は、前二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。ただし、第一項の政令の制定又は改廃につき緊急を要する場合で、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

4 前項ただし書に規定する場合において、厚生労働大臣は、速やかに、その立案した政令の内容について厚生科学審議会に報告しなければならない。

（新型インフルエンザ等感染症に係る経過の報告）

第四十四条の五 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症に關し、この法律又はこの法律に基づく政令の規定による事務を行った場合は、厚生労働省令で定めるところにより、その内容を厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定は、市町村長が、新型インフルエンザ等感染症に關し、第三十五条第四項において準用する同条第一項に規定する措置を当該職員に実施させた場合について準用する。

（検疫法の一部改正）

第二条 検疫法（昭和二十六年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三条」を「第二十三条の二」に改める。

第二条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に關する法律に規定する新型インフルエンザ等感染症

第二条の二第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一号を加える。

2 前条第二号に掲げる感染症の疑似症を呈している者であつて当該感染症の病原体に感染したおそれのあるものについては、同号に掲げる感染症の患者とみなして、この法律を適用する。

第十四条第一項第一号中「第二条第一号」の下に「又は第二号」を加え、同項第二号中「第二条第一号」の下に「又は第二号」を加え、「同号」を「当該各号」に改める。

第十五条第一項を次のように改める。

前条第一項第一号に規定する隔離は、次の各号に掲げる感染症ごとに、それぞれ当該各号に掲げる医療機関に入院を委託して行う。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、当該各号に掲げる医療機関以外の病

院又は診療所であつて検疫所長が適当と認めるものにその入院を委託して行うことができる。

一 第二条第一号に掲げる感染症 特定感染症指定医療機関（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に關する法律に規定する特定感染症指定医療機関をいう。以下同じ。）又は第一種感染症指定医療機関（同法に規定する第一種感染症指定医療機関をいう。以下同じ。）

二 第二条第二号に掲げる感染症 特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に關する法律に規定する第二種感染症指定医療機関をいう。以下同じ。）

第十五条第二項、第三項及び第五項中「第二条第一号」の下に「又は第二号」を加える。

第十六条第一項中「停留は」の下に「第二条第一号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者については」を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項の」を「第一項又は第二項の」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「同号」の下に「又は同条第二号」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一号を加える。

2 第十四条第一項第二号に規定する停留は、

第二条第二号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者については、期間を定め、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関若しくは第二種感染症指定医療機関若しくはこれら以外の病院若しくは診療所であつて検疫所長が適当と認めるものに入院を委託し、又は宿泊施設の管理者の同意を得て宿泊施設内に收容し、若しくは船舶の長の同意を得て船舶内に收容して行うことができる。

第十八条第二項中「検査感染症」の下に「第二条第二号に掲げる感染症を除く。」を加え、「提示」を「提示」に改め、同条第三項中「第二十六条の三」を「第五項及び第二十六条の三」に改め、同条の次に二項を加える。

4 第一項の場合において、検疫所長は、第二条第二号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者で停留されないものに対し、第二項に規定する旅券の提示を求め、若しくは当該者の国内における居所、連絡先及び氏名並びに旅行の日程その他の厚生労働省令で定める事項について報告を求め、又は検疫官をしてこれらを求めさせることができる。

5 検疫所長は、前項の規定により報告された事項を同項に規定する者の居所の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

第二章中第二十三条の次に次の一条を加える。

（協力の要請）

第二十三条の二 検疫所長は、当該検疫所における検査業務を円滑に行うため必要があると認めるときは、船舶等の所有者若しくは長又は検査港若しくは検査飛行場の管理者に対し、第十二条の規定による質問に關する書類の配付、検査の手續に關する情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

第二十四条中「第七項」を「第八項」に改める。

第二十六条の二中「第七項まで」を「第六項まで及び第八項」に改める。

第二十六条の三中「又は第七項」を「第七項又は第八項」に改める。

第三十二条第二項を削り、同条第三項中「前二項の規定により」を「前項の規定により」に、「前二項の規定にかかわらず」を「同項の規定にかかわらず」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第三十四条の二第三項中「第二条第一号」の下に「第十八条第四項及び第五項に規定する事務にあつては、第二条第二号」を加える。

第三十六條第七号中「呈示」を「提示」に改め、同条第十号を同条第十一号とし、同条第九号中「立入」を「立入り」に改め、同条第十号とし、同条第八号を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八 第十八条第四項の規定による旅券の提示(第三十四条の二第三項の規定により実施される場合を含む)をせず、又は報告(同項の規定により実施される場合を含む)をせず、若しくは虚偽の報告をした者

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

(検 討)
第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(研究の促進等)
第三条 国は、新型インフルエンザ等感染症(第一条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。次項において同じ。)に係るワクチン等の医薬品の研究開発を促進するために必要な措置を講ずるとともに、これらの医薬品の早期の薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)の規定による製造販売の承認に資するよう必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、新型インフルエンザ等感染症の発生及びまん延に備え、抗インフルエンザ薬及びプレバンデミックワクチンの必要な量の備蓄に努めるものとする。

(地方自治法の一部改正)
第四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)の項中「第七章」を「第四十四条の三第一項から第三項まで、第四十四条の五、第八章」に改め、「及び第二項」の下に「第五十条の二第四項において準用する第四十四条の三第四項及び第五項」を加え、「第八章」を「第十章」に改める。

(医療法の一部改正)
第五条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項第二号中「及び同条第七項」を「同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第八項に、又は指定感染症を、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症」に、「第六条第八項」を「第六条第九項」に改める。

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)
第六条 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「二類感染症」の下に「新型インフルエンザ等感染症」を、「第八条の下に(同法第七条において準用する場合を含む)」を加える。

(関税法の一部改正)
第七条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第六十九条の十一第一項第五号の二中「第六条第十九項」を「第六条第二十項」に、「同条第二十項」を「同条第二十一項」に改める。

(沖縄振興特別措置法の一部改正)
第八条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

別表十五の項中「第六条第十三項」を「第六条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に改める。

(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正)
第九条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第二百一十一條第一項中「第六章」を「第七章」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条第二項中「第十六条第二項」を「第十六条第三項」に改める。

総務大臣 増田 寛也
法務大臣 鳩山 邦夫
厚生労働大臣 舩添 要一
内閣総理大臣 福田 康夫

政 令

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十年五月二日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第百七十号

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十年法律第十五号)の施行に伴い、並びに犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和五十五年法律第三十六号)及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令の一部改正)
第一条 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令(昭和五十五年政令第二百八十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令

第一条の見出し中「第二条第三項」を「第二条第五項」に改め、同条中「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和五十五年法律第三十六号)」に、「第二条第三項」を「第二条第五項」に、期間内に三日以上病院を「給付期間(以下単に「給付期間」という)内に三日以上病院」に、「同項に規定する期間」を「給付期間」に改める。

第十三条を第十七条とする。

第十二条第一号中「第三項及び第四項」を「第五項及び第六項」に、「第四条から第十条まで」を「第五条から第十三条まで」に改め、同条第二号中「及び第六条から第十条まで」を「から第四項まで及び第七條から第十三条まで」に、「法第九条第二項に規定する期間」を「給付期間」に改め、同条第三号中「第九条第五項及び第四條」を「第九条第七項及び第十四條」に改め、同条を第十六条とする。

第十一条中「第九条第五項」を「第九条第七項」に改め、同条第一号中「千三百四十」を「二千六百六十」犯罪被害者が当該障害により常時介護を要する状態にある場合にあつては、二千八百八十」に改め、同条第二号中「千九百九十」を「千八百六十五」(犯罪被害者が当該障害により臨時介護を要する状態にある場合にあつては、二千六百六十)に改め、同条第三号中「千五百」を「千六百」に改め、同条を第十五条とする。

第十条第一項本文中「被害者」を「犯罪被害者」に、「第八条」を「第九条」に、「同項に規定する期間」及び「法第九条第二項に規定する期間」を「給付期間」に改め、同項ただし書中「法第九条第二項に規定する期間」を「給付期間」に改め、同条第二項中「法第九条第二項に規定する期間」を「給付期間」に、「第八条」を「第九条」に、「第七条」を「第八条」に、「被害者」を「犯罪被害者」に改め、同条を第十一條とし、同条の次に次の三條を加える。

(経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に改正後の第一条第一項に規定する地域（東京地域及び大阪地域を除く。以下「新指定地域」という。）内に営業所を有するタクシ事業者は、平成二十年十二月十三日までの間、タクシ業務適正化特別措置法（以下「法」という。）第三条の規定にかかわらず、この政令の施行の際現に雇用している者でタクシの運転者として選任しているものを当該営業所に配置するタクシに運転者として乗務させることができる。

第三条 法第四十四条の規定は、この政令の施行の際現に新指定地域内の営業所に一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車を配置している場合に準用する。この場合において、同条中「あらかじめ」とあるのは、「遅滞なく」と読み替えるものとする。

第四条 この政令の施行の際現に新指定地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者は、平成二十年十二月十三日までの間、法第四十五条第一項の規定にかかわらず、その事業の用に供する自動車でこの政令の施行の際現に当該営業所に配置しているものに同項の規定による表示事項又は装置を表示し、又は装着することを要しない。

第五条 この政令の施行の際現に新指定地域内に営業所を有するタクシ事業者（法人である者を除く。）は、平成二十年十二月十三日までの間、法第四十六条第一項の規定にかかわらず、当該営業所に配置するタクシに自ら乗務するときは、同項の規定による個人タクシ事業者乗務証を当該タクシに表示することを要しない。

国土交通大臣 冬柴 鐵三
内閣総理大臣 福田 康夫

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十年五月二日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第百七十五号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成二十年法律第三十号）の施行に伴い、並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第八條第一項、第十三條第一項及び第六十六條並びに検疫法（昭和二十六年法律第二百一十一号）第二條第三号、第十六條第三項、第二十六條及び第三十四條の六の規定に基づき、この政令を制定する。

（インフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令の廃止）

第一条 インフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令（平成十八年政令第二百八号）は、廃止する。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正)

第二条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第六条第二十一項第四号」を「第六条第二十二項第四号」に改める。

第三条中「第六条第二十二項第十一号」を「第六条第二十三項第十一号」に改める。

第四条中「及び重症急性呼吸器症候群」を「重症急性呼吸器症候群」に改め、「限る。」の下に「及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る。次条第九号において「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。）」を加える。

第五条に次の二号を加える。

九 鳥インフルエンザ（H5N1）

十 新型インフルエンザ等感染症

鳥類に属する動物

（検疫法施行令の一部改正）

第三条 検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第二号」を「第二条第三号」に、「インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る。別表第二において「インフルエンザ（H5N1）」という。）」「デング熱」を「デング熱、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る。別表第二において「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。）」に改める。

第一条の三中「第十六條第二項」を「第十六條第三項」に改め、同条第五号中「マールブルグ病」を「マールブルグ病及び新型インフルエンザ等感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六條第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。別表第二において「新型インフルエンザ等感染症」という。）」に改める。

第五条中「及び第二項」を削り、「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

別表第二人又は貨物に対する検疫感染症の病原体の有無に関する検査の項中

(H5N1)		新型インフルエンザ等感染症	
一件につき	三、五〇〇円	一件につき	一件につき
一件につき	二、四〇〇円	デング熱	一件につき
		鳥インフルエンザ（H5N1）	一件につき
三、五〇〇円		インフルエンザ	
二、四〇〇円		デング熱	
三、五〇〇円			

に改める。

(警察庁組織令の一部改正)

第四条 警察庁組織令(昭和二十九年政令第百八十号)の一部を次のように改正する。
第三十八条第四号中「第六条第十八項」を「第六条第十九項」に改める。

(国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正)

第五条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項第二号中「第六条第十四項」を「第六条第十五項」に改める。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の一部改正)

第六条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第四百三十三号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第一号中「第六条第十五項」を「第六条第十六項」に改め、同条第二項中「第六条第十一項」を「第六条第十二項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

(豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令の一部改正)

第七條 豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令(昭和四十年政令第三百八十二号)の一部を次のように改正する。

第一條第九号中「第六条第十一項」を「第六条第十二項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

(沖縄振興特別措置法施行令の一部改正)

第八條 沖縄振興特別措置法施行令(平成十四年政令第百二二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十五の項中「第六条第十三項」を「第六条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に改める。

附 則

(施行期日)
第一條 この政令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

(インフルエンザ(H5N1)を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴う経過措置)
第二條 この政令の施行の日(以下「施行日」という)前に行われた措置に係るインフルエンザ(H5N1)を指定感染症として定める等の政令第二條第一項において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十八條(第五号から第九号まで、第十一号、第十三号及び第十四号を除く)の規定により支弁する費用又は同項において準用する同法第六十一條第二項若しくは第三項の規定により負担する負担金については、なお従前の例による。

(検疫法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三條 施行日前に第三條の規定による改正前の検疫法施行令第一條に規定するインフルエンザ(H5N1)に係る措置が行われた場合においては、検疫法第三十二條第一項第一号(同条第四項において準用する場合を含む)の規定により徴収する実費又は同法第三十三條の規定により支弁する費用若しくは負担する負担金については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四條 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法施行令の一部改正)

第五條 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一インフルエンザ(H5N1)を指定感染症として定める等の政令(平成十八年政令第二百八号)の項を削る。

総務大臣 増田 寛也
厚生労働大臣 舩添 要一
内閣総理大臣 福田 康夫

府

令

○内閣府令第三十一号

警察法(昭和二十九年法律第六十二号)及び警察庁組織令(昭和二十九年政令第百八十号)を実施するため、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十年五月二日

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令

警察法施行規則(昭和二十九年総理府令第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十一條(見出しを含む)中「犯罪被害者対策室」を「犯罪被害者支援室」に改める。

第十四條第二項中「同条第七号から第十号まで」を「同条第十一号から第十四号まで」に改める。

第十五條第二項中「同条第十三号」を「同条第十五号」に改める。

附 則

この府令は、平成二十年七月一日から施行する。

○内閣府令第三十二号

警察法(昭和二十九年法律第六十二号)及び警察庁組織令(昭和二十九年政令第百八十号)を実施するため、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十年五月二日

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令

警察法施行規則(昭和二十九年総理府令第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八條第二項中「第三十一條及び第三十二條」を「第三十二條の二及び第三十二條の三」に改める。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

省

令

○厚生労働省令第百六号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律(平成二十年法律第三十号)の施行に伴い、並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)及び検疫法(昭和二十六年法律第二百一十一号)の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十年五月二日

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

(インフルエンザ(H5N1)を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令の廃止)

第一條 インフルエンザ(H5N1)を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令(平成十八年厚生労働省令第百二十六号)は、廃止する。

厚生労働大臣 舩添 要一

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正)

第二章 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の三」を「第九条の五」に、「第六章 医療(第二十条―第二十三条の二)」を「第七章 新感染症(第二十四条―第二十七条)」を「第八章 新感染症(第二十四条―第二十七条)」に、「第八章」を「第十章」に、「第八章の二」を「第九章」を「第十二章」に改める。

第六章 医療(第二十条―第二十三条の二)
第七章 新感染症(第二十四条―第二十七条)
第八章 新感染症(第二十四条―第二十七条)
第九章「に、第八章」を「第十章」に、「第八章の二」を「第十一章」に、「第九章」を「第十二章」に改める。

第五条第三項中「並びに第二十条の三第三項」を「第二十条の三第三項」に改め、「及び第六項」の下に「第二十三条の三、第二十三条の四、第二十六条の二並びに第二十六条の三」を加える。
第六条第一項の表の二の項中「鳥インフルエンザ」の下に「及び新型インフルエンザ等感染症」を加える。

第八条第一項第一号中「若しくは四類感染症」を「四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症」に改める。

第九条の二の前の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(検査所長との連携)」を付し、第三章中第九条の三の次に次の二条を加える。

第九条の四 法第十五条の三第二項に規定する報告は、同項に規定する健康状態に異状を生じた者の氏名、国内における居所及び連絡先、健康状態並びに同条第一項の通知をした検査所長の氏名について行うものとする。

第九条の五 法第十五条の三第三項に規定する報告は、同条第二項による質問又は必要な調査の結果のうち、感染原因等、感染症のまん延の状況その他の事情を考慮して重要と認めるものについて行うものとする。

2 前項の場合においては、第八条第二項に規定する物件を添付するものとする。

第十一条第二項第三号中「痘そう」を「新型インフルエンザ等感染症、痘そう、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る。次項において「鳥インフルエンザ(H5N1)」という。」に改め、同条第三項第一号中「及び重症急性呼吸器症候群」を「重症急性呼吸器症候群及び鳥インフルエンザ(H5N1)」に改める。

第九章を第十二章とする。

第三十一条の二十八第三項及び第四項中「第六条第二十一項」を「第六条第二十一項」に改める。
第三十一条の三十第三項及び第四項中「第六条第二十二項」を「第六条第二十三項」に改める。
第三十一条の三十二第三項第二号及び同条第四項中「第六条第二十項」を「第六条第二十一項」に改める。

第三十一条の三十四第三項第二号及び同条第四項中「第六条第二十二項」を「第六条第二十三項」に改める。

第八章の二を第十一章とし、第八章を第十章とする。

第二十七条の二第一項中「第七章の二」を「第九章」に改める。

第七章の二を第九章とする。

第二十六条の次に次の二条を加える。

(健康状態についての報告)

第二十六条の二 都道府県知事は、法第五十条の二第一項の規定により報告を求める場合には、その名あて人又はその保護者に対し、求める報告の内容、報告を求める期間及びこれらの理由を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しないで健康状態について報告を求めるべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項ただし書の場合においては、できる限り速やかに、同項の書面を交付しなければならない。

(感染の防止に必要な協力)

第二十六条の三 都道府県知事は、法第五十条の二第二項の規定により協力を求める場合には、その名あて人又はその保護者に対し、求める協力の内容、協力を求める期間及びこれらの理由を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しないで感染の防止に必要な協力を求めるべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項ただし書の場合においては、できる限り速やかに、同項の書面を交付しなければならない。

第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第七章 新型インフルエンザ等感染症

(健康状態についての報告)

第二十三条の三 都道府県知事は、法第四十四条の三第一項の規定により報告を求める場合には、その名あて人又はその保護者に対し、求める報告の内容、報告を求める期間及びこれらの理由を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しないで健康状態について報告を求めるべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項ただし書の場合においては、できる限り速やかに、同項の書面を交付しなければならない。

(感染の防止に必要な協力)

第二十三条の四 都道府県知事は、法第四十四条の三第二項の規定により協力を求める場合には、その名あて人又はその保護者に対し、求める協力の内容、協力を求める期間及びこれらの理由を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しないで感染の防止に必要な協力を求めるべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項ただし書の場合においては、できる限り速やかに、同項の書面を交付しなければならない。

(経過の報告)

第二十三条の五 法第四十四条の五第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)に規定する報告は、厚生労働大臣の求めに応じて行うものとする。
別記様式第一及び別記様式第二を次のように改める。

(表 面)

第 号 (職)氏名 年 月 日生 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第十五条の規定による当該職員証 年 月 日 厚生労働省(都道府県、市又は特別区) 印	写 真 ち ょ う 付 面
---	--

(日本工業規格 A 列 6 番)

(裏 面)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律抜すい

(感染症の発生の状況、動向及び原因の調査)

第十五条 都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

2 厚生労働大臣は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

3 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者は、前二項の規定による質問又は必要な調査に協力するよう努めなければならない。

4 第一項及び第二項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により実施された質問又は必要な調査の結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

6 都道府県知事は、第一項の規定を実施するため特に必要があると認めるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に感染症の治療の方法の研究、病原体等の検査その他の感染症に関する試験研究又は検査を行つてゐる機関の職員の派遣その他同項の規定による質問又は必要な調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

7 第四項の規定は、前項の規定により派遣された職員について準用する。

8 第四項の証明書に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(注意)

一 この証票の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失つたときは直ちに厚生労働大臣(都道府県知事、市長又は特別区長)に届け出ること。

二 当該職員でなくなつたときは、厚生労働大臣(都道府県知事、市長又は特別区長)に返還すること。

(表 面)

第 号	写真 ち ょう 付 面
年 月 日	
都道府県、市町村又は特別区 印	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第三十五条の規定による当該職員の証	
(職)氏名 年 月 日生	

(日本工業規格 A 列 6 番)

(裏 面)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律抜すい

(質問及び調査)

第三十五条 都道府県知事は、第二十七条から第三十三条までに規定する措置を実施するため必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者がいる場所若しくはいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所若しくはあつた場所、当該感染症により死亡した動物の死体がある場所若しくはあつた場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所若しくは汚染された疑いがある場所に立ち入り、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者若しくは当該感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 前三項の規定は、市町村長が第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項又は第三十一条第二項に規定する措置を実施するため必要があると認める場合について準用する。

5 第二項の証明書に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(新感染症に係る消毒その他の措置)

第五十条 都道府県知事は、新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該新感染症を一類感染症とみなして、第二十七条から第三十三条まで及び第三十五条第一項に規定する措置の全部又は一部を実施し、又は当該職員に実施させることができる。

2 第三十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県知事が当該職員に同条第一項に規定する措置を実施させる場合について準用する。

3・4 (略)

5 市町村長は、新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該新感染症を一類感染症とみなして、第三十五条第四項において準用する同条第一項に規定する措置を当該職員に実施させることができる。

6 第三十五条第四項において準用する同条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により当該職員に同条第四項において準用する同条第一項に規定する措置を実施させる場合について準用する。

7・8 (略)

(注意)

一 この証票の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失ったときは直ちに都道府県知事、市町村長又は特別区長に届け出ること。

二 当該職員でなくなつたときは、都道府県知事、市長村長又は特別区長に返還すること。

（検疫法施行規則の一部改正）

第三条 検疫法施行規則（昭和二十六年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。
第六条第二項第一号中「第二条第一号」の下に「又は第二号」を加え、「第十六条第二項」を「第十六条第三項」に改め、同項第二号中「インフルエンザ」を「鳥インフルエンザ」に改める。
第六条の二中「第十八条第二項」の下に「及び第四項」を加える。
第七条の二中「第二条第一号」の下に「又は第二号」を加える。
第九条の三中「第七項」を「第八項」に改める。
（墓地、埋葬等に関する法律施行規則の一部改正）
第四条 墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十四号）の一部を次のように改正する。
第一条第四号中「第四項まで」の下に「及び第七項」を加え、「同条第八項」に「及び同法第六条第八項」を「並びに同法第六条第九項」に改める。
（厚生労働省組織規則の一部改正）
第五条 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。
第七百七条第十八号中「第六条第十二項」を「第六条第十三項」に改め、同条第十九号中「第六条第二十一項」を「第六条第二十二項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十三項」に改める。
第七百七十二条第七号中「第六条第十二項」を「第六条第十三項」に改め、同条第八号中「第六条第二十一項」を「第六条第二十二項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十三項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
（様式に関する経過措置）
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り替えて使用することができる。

規 則

○国家公安委員会規則第六号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十八号）の施行に伴い、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成二十年五月二日

国家公安委員会委員長 泉 信也

二項第八号」を「第三十二條の二第二項第八号」に改める。
第十五条第八号中「第三十一條第二項第七号」を「第三十二條の二第二項第七号」に改める。
第二十二條第六号中「第三十一條第一項第二号」を「第三十二條の二第一項第二号」に改める。
第二十七條第十号中「第三十一條第二項第五号」を「第三十二條の二第二項第五号」に改める。
（暴力団放逐運動推進センターに関する規則の一部改正）
第二条 暴力団放逐運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。
第一条第一項中「第三十一條第一項」を「第三十二條の二第一項」に改め、同項第二号中「第三十一條第二項各号」を「第三十二條の二第二項各号」に改め、同条第二項第五号中「第三十一條第一項第二号」を「第三十二條の二第一項第二号」に改める。
第二条中「第三十一條第一項」を「第三十二條の二第一項」に改める。
第四条及び第五条第二項中「第三十一條第一項第二号」を「第三十二條の二第一項第二号」に改める。
第六条中「第三十一條第一項第三号」を「第三十二條の二第一項第三号」に改め、同条第一号中「第三十一條第二項第三号」を「第三十二條の二第二項第三号」に改め、同号口中「第三十一條第二項第四号」を「第三十二條の二第二項第四号」に改め、同号八中「第三十一條第二項第五号」を「第三十二條の二第二項第五号」に改める。
第十条中「第三十一條第二項第七号」を「第三十二條の二第二項第七号」に改める。
第十一条第二号中「第三十一條第一項第二号」を「第三十二條の二第一項第二号」に改める。

第十四条中「第三十一條第六項」を「第三十二條の二第六項」に改める。
第十六条中「第三十二條第一項」を「第三十二條の三第一項」に、「第三十一條第二項各号」を「第三十二條の二第二項各号」に、「第三十二條第二項各号」を「第三十二條の三第二項各号」に、「第三十一條第六項」を「第三十二條の二第六項」に、「第三十二條第三項」を「第三十二條の三第三項」に改める。
（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則の一部改正）
第三条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。
別表第三の三の表暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の項中「第三十二條第三項」を「第三十二條の三第三項」に、「第三十一條第五項、第三十二條第一項」を「第三十二條の二第五項、第三十二條の三第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○国家公安委員会告示第八号

不当要求情報管理機関登録規程（平成三年国家公安委員会告示第五号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行することとしたので、告示する。

平成二十年五月二日

国家公安委員会委員長 泉 信也

第一条中「第三十一條第二項第七号」を「第三十二條の二第二項第七号」に改める。
第三条第一号イ中「第七章」を「第八章」に改める。

め。